

納付方法と通知書発送のお知らせ

税務課税制係 ☎(63)2117

各保険料(税)の通知書を7月11日(金)に発送します。

保険制度は皆さんの保険料(税)で支えられています。納期限内に必ず納めましょう。

納付方法 ※状況により納付方法が変わります

＜普通徴収＞

納付書またはスマートフォンアプリ(PayPay・d払い等)、口座振替等による納付です。納期限は右の表の通りです。口座振替の場合は、納期限の日に振り替えます。

口座振替キャンペーン実施中!

★口座振替を推奨しています。

便利で納め忘れのない「口座振替」への切り替えをお願いします。

希望する人は、口座振替をする預金

通帳、通帳印、納税通知書を持参し、納税課納税管理係(市役所2階②番窓口☎(63)2116)、各コミュニティセンター、市内取扱金融機関、郵便局で手続きをしてください。

▼詳しくはこちら



＜特別徴収＞

年6回、偶数月の年金の定期払いから天引きします。特別徴収開始通知書も7月11日(金)に発送します。普通徴収から特別徴収になる場合は、10月から切り替わります。

普通徴収の納期限

第1期	令和7年	7月31日(木)
第2期		9月 1日(月)
第3期		9月30日(火)
第4期		10月31日(金)
第5期	令和8年	12月 1日(月)
第6期		1月 5日(月)
第7期		2月 2日(月)
第8期		3月 2日(月)

介護保険料

介護保険は、40歳以上の人が入会する支え合いの制度です。40～64歳の方は加入する健康保険税(料)の一部として、65歳以上の方は介護保険料として市に納めます。年金の受給額などにより、納め方が変わります。

○特別徴収になる人

年金が年間18万円以上で、年金を担保にしていない方が特別徴収の対象です。

※年度途中で65歳になった人、転入された人、特別徴収が中止になった人は普通徴収になります。

国民健康保険税

国民健康保険は主に自営業や会社を辞めた方が加入する制度で、健康を支えるためのものです。

納税義務者は世帯主です。世帯主が国保に加入していなくても、世帯内に国保加入者がいれば、世帯主に納税通知書が届きます。

○特別徴収になる人

次の条件を満たす人が特別徴収の対象です。

- ・ 介護保険料が特別徴収されている
- ・ 世帯主が国民健康保険に加入している
- ・ 世帯主の年金受給額が年18万円以上
- ・ 国保税と介護保険料の合計金額が、天引き対象となる年金受給額の2分の1を超えない
- ・ 世帯内の国保加入者全員が65歳以上75歳未満

※世帯主が年度途中で75歳になる場合は普通徴収になります。

後期高齢者医療保険料

後期高齢者医療保険は、75歳(一部65歳)以上の人が対象で、保険料は本人が負担します。

○特別徴収になる人

次の条件を満たす人が特別徴収の対象です。

- ・ 介護保険料が特別徴収されている
- ・ 介護保険料と後期高齢者医療保険料の合計金額が、天引き対象となる年金受給額の2分の1を超えない

※年度途中で75歳になった人、転入された人、障害認定によって切り替えた65歳以上の方は普通徴収となります。

★各保険料(税)の料(税)率は、通知書に同封されるチラシまたは、市ホームページをご確認ください。